薬生食監発 0531 第 5 号 令 和 3 年 5 月 31 日

都道府県保健所設置市特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 ( 公 印 省 略 )

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設の施行について

「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)により営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設が行われ、本年6月1日から施行されます。

つきましては、各都道府県等におかれては、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日付け生食発1227第2号)等の関連通知等に基づき、管内関係者に対する周知徹底をはじめ、運用に遺漏なきようお取り計らいのほどよろしくお願いします。

なお、営業許可及び営業届出に関しては、必要な経過措置を設けていることから、御留意くださいますようお願いします。

また、「「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」について」(令和2年12月28日付け事務連絡(最終改正:令和3年4月23日))及び「営業規制の経過措置に関するQ&A」(令和3年4月27日付け事務連絡)について、内容を更新しましたので、業務の参考のためお知らせします。

別添1,2 「営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設に関するQ&A」 別添3 「営業規制の経過措置に関するQ&A」